

六会地区防犯対策強化事業細則

(位置)

第1条 事務局を六会市民センター内に置く。

(目的)

第2条 六会地区における防犯活動について、地域全体でパトロール活動等を行うことにより犯罪を未然に防止し、安全な街づくりを目指す。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、常に自治会、関係機関・団体と協調し、次の事業を推進する。

- (1) 地域住民の協力による防犯パトロールの実施に関する事。
- (2) 自治会、関係機関・団体との連携強化に関する事。
- (3) 地区の防犯に対する意識の高揚に関する事。
- (4) その他、目的達成のために必要な事。

(組織)

第4条 次の者をもって組織する。

- (1) 防犯協会役員
- (2) 自治会(町内会)長
- (3) 防犯部長
- (4) 趣旨に賛同し、登録した者

(役職)

第5条 次の役職を置く。

- (1) ブロック責任者 7名(防犯協会役員)
- (2) リーダー 12名(原則として自治会長あるいは防犯部長)
- (3) サブリーダー 24名(原則として自治会長あるいは防犯部長)

(役職者の任務)

第6条 ブロック責任者は、互いに協調し、ブロック内のパトロール活動に関する最終的な取りまとめを行う。

2 リーダーは、ブロック責任者とパトロールの日程調整を行うとともに、班内のパトロール参加者の調整及び事務局との連絡調整を行う。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の際は、その職務を代理する。